

ノングルテン米粉使用加工品登録料 及びロゴマーク使用料について

日本米粉協会に対してノングルテン米粉を使用した加工品の登録申請を行い、登録が認められた場合には、登録手数料として下記の金額を徴収させていただきます。この金額の中にはロゴマーク使用料も含まれています。

登録の維持（有効期限）は3年間です。3年ごとに米粉加工品を検査機関で分析検査するとともに、日本米粉協会が主催する講習会を再度受講していただきます。

個人	町のパン屋、ケーキ店等		5,000 円 (5,000 円)
法人	中小企業	従業員 50 人未満	20,000 円 (10,000 円)
		従業員 50 人以上	30,000 円 (15,000 円)
	大企業	従業員 300 人以上	50,000 円 (25,000 円)

(金額は消費税 10%を含んでいません)

(下段のカッコ内は3年後の更新手数料)